従五位に叙する
南　宏明
従五位に叙する
城本　輝男　濱田加代子
正六位に叙する（各通）
應和　巧　小島　脩
正七位に叙する（各通）（以上六月三十日）
魚谷　昭吏
従五位に叙する
渡邊　俊夫
従六位に叙する
上野　伊作　佐々木康夫
従七位に叙する（各通）（以上七月一日）
田邊　誠
従三位に叙する（七月二日）
○叙勲
唐牛　文夫　藤田喜代治
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十六日）
大久保正二
旭日単光章を授ける（六月二十七日）
森田　恒雄
旭日中綬章を授ける
草野　奉常
旭日単光章を授ける（以上六月二十八日）
小郷　武良　貴多　憲雄
岩田　迪彦　後藤　静雄　菅原　昭
小泉　田實　平村　憲
杉山　和男　長南　廣志　吉田　一美
藤本　勇　山下　榮良
瑞宝双光章を授ける（各通）
海老沼　縁　堀江　好
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）
加藤　昭一　金井　幸雄
上村　尊夫　関　博長
小林　精一　長谷川國美
鈴木　早苗
西山　竹之
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡美　鈴夫
岡田　明
狩野　賢一　清水　政男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十六日）
湯本　眞哉
瑞宝小綬章を授ける
川崎　隆啓
勝田　正吉
佐藤　隆　木村　秋雄
椎田　孝志　杉岡謙太郎
清野　正悦　三澤　暢男
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　臣　吉田　仁志
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十七日）
（大阪府立大学名誉教授）
大辻　吉男
瑞宝中綬章を授ける
天内　紹一　池田　裕　石澤　昭次
粕谷　睦伴　正　道上　肇
米原　求　渡邊　茂泰
瑞宝双光章を授ける（各通）
瀬戸　茂美　多田　弘志
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十八日）
（大阪府立大学名誉教授）
小野　敏郎
瑞宝中綬章を授ける
沢田　道弘
瑞宝双光章を授ける（以上六月二十九日）
濱田加代子　南　宏明
瑞宝双光章を授ける（各通）
應和　巧
瑞宝単光章を授ける（以上六月三十日）
魚谷　昭吏　渡邊　俊夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（七月一日）

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月三日

中国四国産業保安監督部長　栗原　晃雄

一　名称　ニッキフッコー株式会社
二　住所　広島県呉市広白岳三丁目一番五十二号
三　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
四　指定する区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（同令第二条第一項第三号ﾛに規定する特殊高圧ガスの特定施設を除く）
五　保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ニッキフッコー株式会社多賀谷事業所　広島県呉市広多賀谷三丁目四番十一号
六　指定年月日　平成二十七年八月一日

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成25年10月1日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年9月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第5条及び同法施行令第2条第1項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年8月3日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成27年9月1日
4　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課
様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8－12（職員の任免）第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成27年8月2日をもって満了した。

平成27年8月3日

人事院人材局企画課長　池本　武広

記

平成24年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（平成24年8月作成分）

公　告

諸　事　項

鉄道財団（催告）

福岡県中間市鍋山町1番6号筑豊電気鉄道株式会社から所属鉄道黒崎駅前・熊西間につき既設鉄道財団（鉄道抵当原簿第570号）に編入するため、鉄道抵当法の規定に基づき鉄道財団拡張の認可申請がありました。

よって、この鉄道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は鉄道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する者は、平成27年9月3日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、鉄道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

平成27年8月3日　国土交通省